

## 2025.4.4尹錫悦大統領罷免決定

### (文炯培裁判長が法廷で読み上げた判決要旨の日本語訳)

これから 2024 年헌나 8 大統領尹錫悦弾劾事件について宣告を始めます。  
まず、適法要件について検討します。

- ① 本件の戒厳令宣布が司法審査の対象となるかどうかについて見て行きます。  
高位公職者の憲法及び法律違反から憲法秩序を守護しようとする弾劾審判の趣旨等を考慮すると、本件戒厳令宣布が高度な政治的決断を要する行為であっても、その憲法及び法律違反の有無を審査することができます。
- ②国会法制司法委員会(法司委)の調査なしに本件弾劾訴追案を議決した点について見て行きます。  
憲法は国会の訴追手続を立法に委ねており、国会法は法司委が調査するか否かを国会の裁量として規定しています。したがって法司委の調査がなかったからといって弾劾訴追議決が不適法であるということはありません。
- ③本件弾劾訴追案の議決が一事不再議の原則に違反するか否かについて見て行きます。  
国会法は否決された議案を同じ会期中に再度発議することができないと規定しています。被請求人に対する第 1 次弾劾訴追案が第 418 回定例会会期中に投票不成立となりましたが、本件弾劾訴追案は第 419 回臨時会会期中に発議されたため、一事不再議の原則に違反しません。  
一方、これについては、他の会期でも弾劾訴追案の発議回数を制限する立法が必要であるという裁判官鄭亨植チョンヒョンスクの補充意見があります。
- ④本件戒厳令が短時間のうちに解除され、これによる被害が発生しなかったため、保護利益が欠缺するか否かについて検討します。  
本件戒厳令が解除されたとしても、本件戒厳令により本件弾劾事由は既に発生したため、審判の利益が否定されるということはありません。
- ⑤訴追議決書で内乱罪等の刑法違反行為として構成していたものを、弾劾審判請求後には憲法違反行為に含めて主張した点について見て行きます。  
基本的な事実関係はそのまま維持しながら適用法条文を撤回・変更することは訴追事由の撤回・変更該当しないので、特別な手続を経なくとも許容されます。

被請求人は訴追事由に内乱罪に関する部分がなければ議決定足数を充足できなかったであろうとも主張しますが、これは仮定的な主張に過ぎず、客観的に裏付ける根拠もありません。

⑥大統領の地位を奪取するために弾劾訴追権を濫用したという主張について見て行きます。本件弾劾訴追案の議決過程が適法であり、被訴追者の憲法又は法律違反が一定水準以上であることが疎明されたので、弾劾訴追権が濫用されたということはできません。したがって、本件弾劾審判請求は適法です。

一方、証拠法則について、弾劾審判手続において刑事訴訟法上の伝聞法則を緩和して適用することができるという裁判官李美善、金炯料の補足意見と、弾劾審判手続において今後は伝聞法則をより厳格に適用する必要があるという裁判官金福馨、趙漢暢の補足意見があります。

次に、被請求人が職務執行において憲法や法律に違反したか、被請求人の法違反行為が被請求人を罷免するほど重大なものかについて検討します。まず、訴追事由ごとに検討します。

①本件戒厳令の宣布について見ていきます。

憲法及び戒厳法によれば、非常戒厳宣布の実体的要件の一つは、「戦時・事変又はこれに準ずる国家非常事態で敵と交戦状態にあるか、社会秩序が極度に攪乱され、行政及び司法機能の遂行が著しく困難な状況が現実的に発生しなければならない」というものです。

被請求人は、野党が多数議席を占めた国会の異例の弾劾訴追推進、一方的な立法権行使及び予算削減の試み等の専横により上記のような重大な危機状況が発生したと主張します。

被請求人の就任後、本件戒厳令の宣布前まで、国会は行政安全部長官、検事、放送通信委員会委員長、監査院長などに対し合計 22 件の弾劾訴追案を発議しました。これは国会が弾劾訴追事由の違憲性・違法性について熟考しないまま法違反の疑惑のみを根拠に弾劾審判制度を政府に対する政治的圧力手段として利用したという懸念を生み出しました。

しかし、本件戒厳宣布当時には検事 1 人及び放送通信委員会委員長に対する弾劾審判手続のみが進行中でした。

被請求人が野党が一方的に通過させて問題があると主張する法律案は、被請求人が再議を要求したり、公布を保留してその効力が発生していない状態でした。

2025 年度予算案は 2024 年度予算を執行していた本件戒厳令宣布当時の状況にいかなる影響も与えることができず、上記予算案について国会予算決算特別委員会の議決があっただ

けで本会議の議決があったわけではありません。

したがって、国会の弾劾訴追、立法、予算案審議等の権限行使が本件戒厳宣布当時、重大な危機的状況を現実的に発生させたということとはできません。

国会の権限行使が違法・不当であったとしても、憲法裁判所の弾劾審判、被請求人の法律案再議要求など、平常時の権力行使方法で対処することができるので、国家緊急権の行使を正当化することはできません。

被請求人は不正選挙の疑惑を解消するために本件戒厳令を宣布したとも主張します。しかし何らかの疑惑があるということだけでは重大な危機状況が現実的に発生したということとはできません。

また、中央選挙管理委員会は第22代国会議員選挙前にセキュリティの脆弱性に対して大部分措置したと発表しており、事前・郵便投票箱保管場所のCCTV映像を24時間公開し、開票過程に手検票制度を導入するなどの対策を講じたという点においても、被請求人の主張は妥当ということとはできません。

結局、被請求人が主張する事情を全て考慮しても被請求人の判断を客観的に正当化できるほどの危機的状況が本件戒厳宣布当時存在したということとはできません。

憲法と戒厳法は非常戒厳宣布の実体的要件として、「兵力により軍事上の必要に応じ、又は公共の安寧秩序を維持する必要と目的があること」を要求しています。

しかし、被請求人が主張する国会の権限行使による国政麻痺状態や不正選挙疑惑は政治的・制度的・司法的手段を通じて解決すべき問題であって、兵力を動員して解決できるものではありません。

被請求人は本件戒厳令が野党の専横と国政危機状況を国民に知らせるための「警告性戒厳令」または「呼びかけ型戒厳令」であると主張しますが、これは戒厳法が定めた戒厳令宣布の目的ではありません。

また、被請求人は戒厳宣布にとどまらず軍警を動員して国会の権限行使を妨害するなどの憲法及び法律違反行為に及んだので、警告性又は呼びかけ型戒厳という被請求人の主張を受け入れることはできません。

そうすると、本件戒厳宣布は非常戒厳宣布の実体的要件に違反したものです。

次に、本件戒厳令の宣布が手続的要件を遵守したか否かについて見て行きます。

戒厳の宣布及び戒厳司令官の任命は国务会議の審議を経なければなりません。

被請求人が本件戒厳令を宣布する直前に、国务総理及び9人の国务委員に戒厳令宣布の趣旨を簡略に説明した事実は認められます。

しかし、被請求人は戒厳司令官など本件戒厳令の具体的な内容を説明せず、他の構成員に意見を述べる機会を与えなかった点などを考慮すると、本件戒厳宣布に関する審議が行われたということも困難です。

そのほかにも、被請求人は国务総理と関係国务委員が非常戒厳宣布文に副署していないに

もかかわらず本件戒厳を宣布し、その施行日時、施行地域及び戒厳司令官を公告せず、遅滞なく国会に通告もしなかったため、憲法及び戒厳法が定めた非常戒厳宣布の手続的要件に違反しました。

②国会に対する軍警投入について見ていきます。

被請求人は国防部長官に国会に軍隊を投入するよう指示しました。

これにより、軍人たちはヘリコプターなどを利用して国会境界内に進入し、一部はガラス窓を割って本館内部に侵入しました。

被請求人は陸軍特殊戦司令官等に「議事定足数が満たされていないようなので、ドアを壊して中にいる人員を引きずり出せ」などの指示をしました。

また、被請求人は警察庁長官に戒厳司令官を通じて本件布告令の内容を伝え、直接 6 回電話もかけました。これにより警察庁長官は国会への出入りを全面遮断することにしました。このため、国会に集まっていた国会議員の一部は塀を乗り越えなければならなかったり、国会に入ることが全くできなかつたりしました。

一方、国防部長官は必要に応じて逮捕する目的で国軍防諜司令官に国会議長、各政党代表など 14 名の位置を確認せよと指示しました。被請求人は国家情報院第 1 次長に電話して国軍防諜司令部を支援せよ指示し、国軍防諜司令官は国家情報院第 1 次長に上記の人たちについての位置確認を要請しました。

このように、被請求人は軍警を投入して国会議員の国会出入を統制する一方、彼らを引きずり出すように指示することにより国会の権限行使を妨害したため、国会に戒厳解除要求権を付与した憲法条項に違反し、国会議員の審議・議決権、不逮捕特権を侵害しました。

また、各政党の代表等に対する位置確認の試みに関与することにより、政党活動の自由を侵害しました。

被請求人は、国会の権限行使を阻止するなど、政治的目的で兵力を投入することにより国家安全保障と国土防衛を使命とし国のために奉仕してきた軍人たちを一般市民と対峙させました。

これにより、被請求人は国軍の政治的中立性を侵害し、憲法に基づく国軍統帥義務に違反しました。

③本件布告令の発令について見て行きます。

被請求人は本件布告令を通じて国会、地方議会、政党の活動を禁止することにより、国会に戒厳解除要求権を付与した憲法条項、政党制度を規定した憲法条項と代議民主主義、権力分立の原則などに違反しました。

非常戒厳下で基本権を制限するための要件を定めた憲法及び戒厳法条項、令状主義に違反し、国民の政治的基本権、団体行動権、職業の自由などを侵害しました。

④中央選挙管理委員会に対する押収捜索について見て行きます。

被請求人は国防部長官に兵力を動員して選挙管理委員会の電算システムを点検せよと指示しました。これにしたがって中央選挙管理委員会庁舎に投入された兵力は出入統制をしつつ当直者の携帯電話を押収し、電算システムを撮影しました。

これは選挙管理委員会に対して令状なしに押収・捜索を行わせ、令状主義に違反したものであり、選挙管理委員会の独立性を侵害したものです。

⑤法曹人に対する位置確認の試みについて見て行きます。

先ほど述べたように、被請求人は必要に応じて逮捕する目的で行われた位置確認の試みに関与しましたが、その対象には退任して間もない元大法院長及び元大法官も含まれていました。

これは、現職裁判官にいつでも行政府による逮捕の対象になり得るという圧力を受けさせることにより司法権の独立を侵害するものです。

ここまで検討してきた被請求人の法違反行為が被請求人を罷免するほど重大なものかどうかについて見て行きます。

被請求人は国会との対立状況を打開する目的で本件戒厳を宣布した後、軍警を投入して国会の憲法上の権限行使を妨害することによって国民主権主義と民主主義を否定し、兵力を投入して中央選挙管理委員会を押収・捜索させるなど、憲法が定めた統治構造を無視し、本件布告令を発令することによって国民の基本権を広範囲に侵害しました。このような行為は法治国家原理と民主国家原理の基本原則に違反したものであり、それ自体が憲法秩序を侵害し、民主共和政の安定性に深刻な危害を与えました。

一方、国会が迅速に非常戒厳令解除要求決議をすることができたのは、市民の抵抗と軍警の消極的な任務遂行のおかげであったので、これは被請求人の法違反に対する重大性の判断に影響を与えるものではありません。

大統領の権限はあくまでも憲法によって付与されたものであり、被請求人は最も慎重に行使されるべき権限である国家緊急権を憲法が定めた限界を逸脱して行使し、大統領としての権限行使に対する不信をもたらしました。

被請求人が就任して以来、野党が主導して異例の多数の弾劾訴追により複数の上級公職者の権限行使が弾劾審判中に停止されました。

2025年度予算案に関し、憲政史上初めて国会予算決算特別委員会で増額なしで減額についてのみ野党単独で議決しました。

被請求人が樹立した主要政策は野党の反対で施行できず、野党は政府が反対する法律案を一方的に通過させ、被請求人の再議要求と国会の法律案議決が繰り返されることもありました。

その過程で、被請求人は野党の専横で国政が麻痺し国益が著しく阻害されていると認識し、これをどうにかして打開しなければならないという重大な責任感を感じるようになったと

思われます。

被請求人が国会の権限行使が権力の濫用や国政麻痺をもたらす行為であると判断したことは、政治的に尊重されるべきです。

しかし、被請求人と国会の間に発生した対立は一方の責任に属するとは言いがたく、これは民主主義の原理に基づいて解消されるべき政治の問題です。これに関する政治的見解の表明や公的意思決定は憲法上保障される民主主義と調和できる範囲で行われるべきです。国会は少数意見を尊重し、政府との関係において寛容と自制を前提に対話と妥協を通じて結論を導き出すように努力すべきでした。

被請求人も国民の代表である国会を協調の対象として尊重すべきでした。

それにもかかわらず、被請求人は国会を排斥の対象としましたが、これは民主政治の前提を崩すものであり、民主主義と調和するということは困難です。被請求人は国会の権限行使が多数の横暴であると判断したとしても、憲法が予定した自救策を通じて牽制と均衡が実現できるようにすべきでした。

被請求人は就任してから約 2 年後に行われた国会議員選挙で被請求人が国政を主導するように国民を説得する機会がありました。その結果が被請求人の意図に符合しなくても、野党を支持した国民の意思を排除しようと試みをしてはなりませんでした。

それにもかかわらず、被請求人は憲法と法律に違反して本件戒厳を宣布することにより国家緊急権濫用の歴史を再現し、国民を衝撃に陥れ、社会・経済・政治・外交全分野に混乱を引き起こしました。

国民すべての大統領として自分を支持する国民を超越して社会共同体を統合させるべき責務に違反しました。

軍警を動員して国会などの憲法機関の権限を毀損し、国民の基本的人権を侵害することにより、憲法守護の責務を放棄し、民主共和国の主権者である大韓国民の信任を重大に裏切りました。

結局、被請求人の違憲・違法行為は国民の信任を裏切ったものであり、憲法守護の観点から容認できない重大な法違反行為に該当します。

被請求人の法違反行為が憲法秩序に及ぼした否定的影響と波及効果が重大であるため、被請求人を罷免することによって得られる憲法守護の利益が大統領の罷免による国家的損失を圧倒するほど大きいと認められます。

よって、裁判官全員の一致の意見で主文を宣告します。

弾劾事件ですので、宣告時刻を確認します。現在時刻は午前 11 時 22 分です。

主文 被請求人大統領尹錫悦を罷免する。

以上で宣告を終わります。

[→HOME](#)